

(仮訳)

ロシア連邦政府決定
2022年12月31日付第2573号
モスクワ

ロシア連邦で投資を行った外国人が一時滞在許可を取得することなく
ロシア連邦での居住許可証を交付されるために適合しなければならない基準の承認について

連邦法「ロシア連邦における外国人の法的地位について」第8条第2項第17号に基づき、ロシア連邦政府は以下の通り決定する：

1. ロシア連邦で投資を行った外国人が一時滞在許可を取得することなくロシア連邦での居住許可証を交付されるために適合しなければならない、ここに添付される基準を承認する。
2. 本決定は2023年1月11日から発効する。

ロシア連邦政府議長

M.ミシュスチン

ロシア連邦政府決定

2022年12月31日付第2573号

により承認

**ロシア連邦で投資を行った外国人が一時滞在許可を取得することなく
ロシア連邦での居住許可証を交付されるために適合しなければならない基準**

ロシア連邦で投資を行った外国人または国籍を持たない者（以下、外国人と称す）は、その者たちが以下の基準の一つに適合する場合、一時滞在許可を取得することなく、ロシア連邦での居住許可証を交付される：

a) 外国人が、ロシア連邦での居住許可証交付申請を行う前の3年間において、ロシア連邦構成主体の社会的に重要なプロジェクトに1,500万ルーブル以上の投資を行った；

b) 外国人が、ロシア連邦領内で事業組合、有限責任会社、単独設立者による株式会社、農業（農場）経営体または事業パートナーシップの形での法人登録を行い、その法人が、外国人がロシア連邦での居住許可証の交付申請を行った暦年直前の2年間にわたって、また、外国人がロシア連邦での居住許可証の交付申請を行った暦年において、企業活動を行っている。

ただし、外国人に対してロシア連邦での居住許可証を交付する決定が下される時点において、外国人は株式会社または有限責任会社の唯一の出資者でなければならない。

法人は、税金および賦課金に関するロシア連邦の法に基づく、税金および賦課金（印紙税を除き、当該の暦年および外国人が当該の申請を行った暦年に余分に支払われたおよび（または）余分に徴収された税金および賦課金の、税金および賦課金に関するロシア連邦の法に基づいて行われ、その法人がそれを支払う義務が当該暦年に生じた税金および賦課金に関する当該外国人の申告書が提出された日までに実施された還付を計算に入れる）ならびに予算外政府基金への保険料を年間400万ルーブル以上納付したことをもって、企業活動を実施したとされる；

c) 外国人が、事業組合、有限責任会社、株式会社、農業（農場）経営体または事業パートナーシップの形でロシア連邦領内で3年以上にわたって企業活動を行っているロシア法人に対して、3,000万ルーブル以上の投資を行った；

当該の法人が、外国人がロシア連邦領内での居住許可証交付申請を行った暦年の直前の暦年において、税金および賦課金に関するロシア連邦法に基づいて支払った税金および賦課金（印紙税を除き、当該の暦年および外国人が当該の申請を行った暦年に余分に支払われたおよび（または）余分に徴収された税金および賦課金の、税金および賦課金に関するロシア連邦の法に基づいて行われ、その法人がそれを支払う義務が当該暦年に生じた税金および賦課金に関する当該外国人の申告書が提出された日までに実施された還付を計算に入れる）および予算外政府基金への保険料が600万ルーブルを超える；

d) 外国人が、所有権（共同所有権）に基づいて、ロシア連邦領内で建設中、または使用開始後2年が経過した任意の用途の不動産物件を取得し、ロシア連邦での居住許可証交付申請日まで連続して1年間保有している。

ただし、外国人に帰属する物件の地籍価格の総額はモスクワ市内で5,000万ルーブル以上、極東連邦管区のロシア連邦構成主体領内で2,000万ルーブル以上、その他のロシア連邦構成主体領内で2,500万ルーブル以上とする。

不動産物件に対しては、外国人によるその上記所有期間において権利の制約および制限（encumbrance）があってはならない。